

公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第5号

公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例

公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成11年岩手県条例第64号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項後段に規定する旧公益信託については、この条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間（同条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、この条例の施行の日から同条第1項に規定する移行認可の申請に対する処分がされる日までの間）は、なお従前の例による。
- 3 公益信託に関する法律附則第4条第1項後段に規定する旧公益信託が同項後段の規定により終了した場合における清算については、なお従前の例による。